

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	第1・第2酒田ブレイジャーボートスポット	指定管理者	酒田小型船舶安全協会
所在地	酒田市大浜一丁目3-24	県担当課	港湾課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	(電話番号)	(023-630-2447)
検証期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	・包括協定書及び年度協定書によって運営している。空パースの対応は前もって募集し、抽選により公平に使用されている。	評 価	《評価の理由》 協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び施設利用の調整について、必要な対応が適切に実施されている。
		B	
② 管理・運営上の課題、問題点（改善すべきこと）	・設備に故障や不具合が生じることがあるが、その都度、県（港湾事務所）と協議し対応している。 ・修繕費の予算化について検討する。	《課題等の原因分析》 設備の経年劣化が著しいことによる。	
課題、問題点への今後の対応	・夜間の盗難事件が発生しており、船長の防犯意識の向上が望まれる。 ・不具合箇所は計画的に修繕を実施する。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	特になし。	評 価	《評価の理由》 利用者の意見・要望の把握に努めている。対応困難案件は県へ随時要望としてあげており情報共有が図られている。
		B	
意見・要望等への今後の対応	指定管理者が発行する機関紙「安協だより」などを活用し、より広く利用者の意見・要望を把握することで利用者の満足度向上を図っていく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・夏の繁忙期は午前7時から人員を配置するなど、利用者の利便向上に努めている。また、陸上係船者に対し水面待機パースを利用して前日からの水面係船を許可し、サービスの向上に努めている。 ・ホームページを作成し情報提供に努めた。 ・職員の安全意識を向上させるため、三役との研修会を実施している。	評 価	《評価の理由》 施設利用の状況に応じた柔軟なサービス提供と安全管理に配慮している。
		B	
② 経費の節減	・電気・水道料の節約はもとより、コピー紙の裏面利用等、県からの管理に要する経費を上回ることがないように節約している。	評 価	《評価の理由》 不要な電気の消灯や公衆トイレでの省エネ啓発掲示など光熱水費の削減に取り組んでいる。
		B	
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・60才以上の応募者とも窓口を開いている。	評 価	《評価の理由》 ・教育や環境の分野において地域に貢献している。 ・一定の雇用創出に寄与している。
		B	
総合的な評価	寄せられるクレームを処理のうえ、利用者のニーズには柔軟に対応し、円滑な施設運営を行っている。また、例年ボランティア精神をもって積極的に利用者に対応している。		

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B：概ね適正に実施されている。
- C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注）検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。